

重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

様

事業者： ケアプランセンターわかば

居宅介護支援事業所重要事項説明書

[令和6年4月1日現在]

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (番号) 0749-30-1153 (月～金曜日 8:30～17:15)

担当 介護支援専門員 _____ / 管理者 肥後 知子

※ ご不明な点は、何でもおたずねください。

※

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	(事業所名) ケアプランセンターわかば
所在地	(住所) 彦根市平田町162-15
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (滋賀県 2570200747 号)
サービスを提供する 実施地域※	(地域名) 彦根市全域、甲良町、豊郷町、多賀町、米原市は施設より 片道8Km以内

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名 介護支援専門員 1名

(3) 営業時間

月～金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで

(土、日曜、祝日・8月15日・12月30日～1月3日は休業)

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的な流れ」参照

4. 利用料金

(1) 利用料 (ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるため自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援利用料)

介護支援費 (I)

① 介護支援専門員取扱件数 45 件未満の場合

要介護 1・2 11,316円 要介護 3・4・5 14,702円

② 介護支援専門員取扱件数 45 件以上 60 件未満の場合

要介護 1・2 5,668円 要介護 3・4・5 7,335円

③ 介護支援専門員取扱件数 60 件以上の場合

要介護 1・2 3,396円 要介護 3・4・5 4,397円

介護支援費（Ⅱ）

① 介護支援専門員取扱件数 50 件未満の場合

要介護 1・2 11,316円 要介護 3・4・5 14,702円

② 介護支援専門員取扱件数 50 件以上 60 件未満の場合

要介護 1・2 5,491円 要介護 3・4・5 7,116円

③ 介護支援専門員取扱件数 60 件以上の場合

要介護 1・2 3,292円 要介護 3・4・5 4,272円

(2) 交通費

前記 2 の (1) のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

通常の実地地域を超えた地点から片道 5Km 以内 500 円、5Km 以上 1000 円を徴収します。

(3) 解約料

利用様はいつでも契約を解約することができ、いっさい料金はかかりません。

5. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当の介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

苦情受付担当者 管理者 肥後 知子（ひご ともこ）

受付時間 月～金 8時30分～17時15分

電話 0749-30-1153

(2) その他の窓口

当事業所以外に以下の窓口にも苦情を伝えることができます。

・滋賀県国民健康保険団体連合会 所在地 大津市中央 4 丁目 5 番 9 号
介護サービス苦情担当者 電話 077-510-6605

・彦根市役所高齢福祉推進課 所在地 彦根市平田町 670
介護保険係 電話 0749-23-9660

・多賀町役場福祉保健課 所在地 犬上郡多賀町多賀 324
電話 0749-48-8115

・豊郷町役場医療保険課 所在地 犬上郡豊郷町石畑 375
電話 0749-35-8117

・甲良町役場保健福祉課 所在地 犬上郡甲良町在土 357-1
電話 0749-38-5151

・米原市役所高齢福祉課 所在地 米原市長岡 1206
電話 0749-55-8103

6. テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施

テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施方法及び、メリットデメリットは以下の通りです

- ・利用者の状態が安定していることを前提として実施します。
- ・実施にあたっては、主治医及びサービス事業者等の合意を得ます。
- ・2月に1回は利用者の居宅を訪問して面接を行います。
- ・移動が不要のため、ケアマネジャーとの日程調整が容易になります。
- ・訪問者を自宅に迎え入れないため、利用者の心理的負担が軽減されます。
- ・感染症が流行している状況でも、非接触での面接が可能になります。
- ・利用者の健康状態や住環境については画面越しで確認が難しいことから、サービス事業所の担当者から情報提供を受けます。

7. 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の設置
- (2) 高齢者虐待防止のための指針整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者 肥後 知子

8. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

9. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- (4) 専任担当者の配置

感染防止に関する担当者 肥後 知子

10. 当法人の概要

法人名 おおぞらケアサービス株式会社
代表者名 端名 正和
所在地 彦根市平田町 162-15
電話番号 0749-26-5535
設立年月日 平成20年5月30日

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）となった場合は、利用料をいただきません。

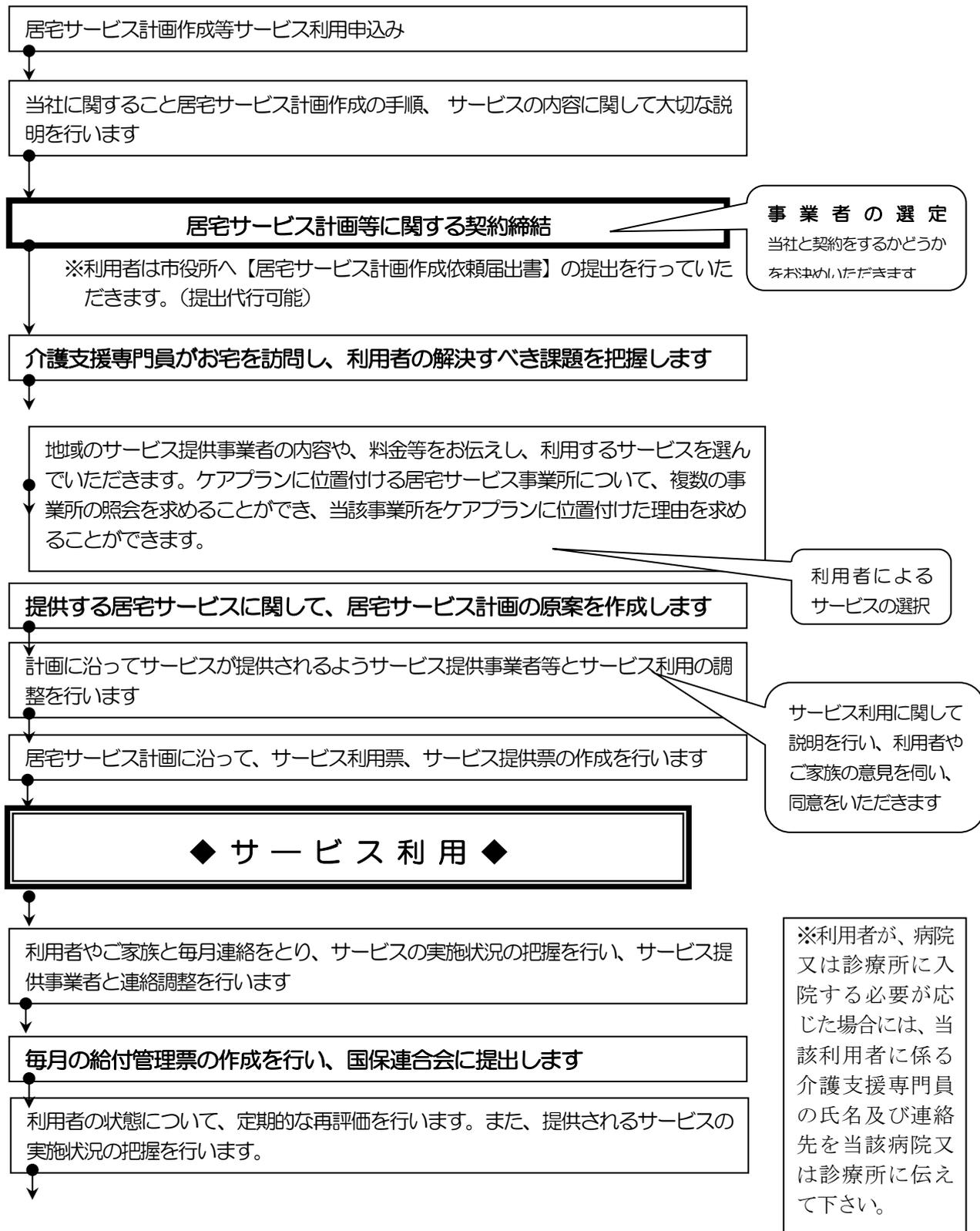
4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスについての費用は、原則として利用者に自己負担いただくこととなります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者に自己負担いただくこととなります。

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ



居宅サービス計画の変更を希望される場合、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行います。

令和 年 月 日

居宅介護支援にあたり本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	滋賀県彦根市平田町 162-15
	名称	ケアプランセンターわかば
	管理者	(名前) 肥後 知子

令和 年 月 日

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

ご本人 住所
氏名

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

署名代行者

住所

氏名

署名代行
事由：